

都市計画法第32条の協議基準について

都市計画法第32条協議の申請をする前に、あらかじめ各担当の基本的な協議事項をお伝えすることにより、図面の差替えの負担軽減や協議期間の短縮を図るため、『都市計画法第32条の協議基準』を取り扱いますので、協議基準に沿った内容の申請にご協力下さい。

なお、細かい調整事項は申請後、図面を精査した後に改めてご提示しますので、よろしくお願ひします。

【 都市建設課 】 役場庁舎 2階①番窓口

都市計画係

- ① 登記に必要な関係書類（登記承諾書、印鑑証明等）は地目変更後、速やかに提出して下さい。なお、所有権以外の権利については抹消の上、提出して下さい。
- ② 完了検査は前橋土木事務所と一緒に行いますので、日程が決まり次第連絡して下さい。また、検査時に水道業者にも立会をするよう連絡して下さい。
- ③ 後日、開発行為許可通知と完了検査済証の写しを提出して下さい。
- ④ 近隣住民に配慮をして工事をして下さい。

用地係

- ① 境界標については、認識できるように正確に設置して下さい。
- ② 帰属する施設については、地目変更を行った後に帰属して下さい。

工務係

- ① 舗装のコアは1ヶ所抜き、供試体試験を行い、試験結果を提出して下さい。
- ② 上層・下層路盤の現場密度試験を行い、試験結果を提出して下さい。
- ③ 工事写真等の完成書類及び使用材料の承認願ひは完了検査の5営業日前までに提出して下さい。
- ④ グレーチングは10mに1カ所、1mものにして下さい。（農業用水以外）
- ⑤ 製品はT-25対応のものにして下さい。（土被り等も考慮）
- ⑥ 側溝、集水柵及び横断側溝等の下層路盤下の埋戻しはRC-40等の砕石で埋め戻して下さい。
- ⑦ 開発区域外の既設舗装面とのスリツケは水溜まりの出来ないように施工して下さい。
- ⑧ 開発地に接する水路敷き等がある場合には、防草コンクリート等の処理を行って下さい。（後日草の苦情の出ないように）
- ⑨ 宅地内の雨水柵は浸透柵として、側溝へはオーバーフロー分のみの排水として下さい。
- ⑩ 工事を施工した部分の道路については、引渡日から1年以内（申請人に故意または

重大な過失があったと認められたときは10年以内)に破損または沈下した場合は、道路管理者の指示に従い、申請人(施工者)の負担により速やかに補修して下さい。なお、新設した道路も同様に取り扱うものとします。

施設管理係

- ① 公園、緑地または広場を設置する際は、環境の保全、災害の防止、非常時における避難及び住居者のレクリエーション等の用に供することを考えて、適切に配置して下さい。

【 経済産業課 】 役場庁舎 2階③番窓口

農業振興係

- ① 農業用水はお米を作るための水で、昔から農家が水利権を持っており、水を使うために田の面積に応じて土地改良区に使用料を払っています。そのため農業用水路に排水することは原則できません。ただし、近くに下水や排水路がなく、排水先がどうしても農業用水路しかないなどのやむを得ない事情があり、水質基準のほか、条件を満たした場合のみ排水許可を得ることができます。(別紙①)

【 環境安全課 】 役場庁舎 2階④番窓口

環境政策係

- ① 開発計画区域外から土砂等の搬入を計画している場合、「玉村町土砂等による埋立て等の規制に関する条例」に該当する場合があります。該当する場合には、別途手続きを行って下さい。
- ② 開発計画が事業所の場合
事業所からのごみは、地域のごみ置き場には出せません。産業廃棄物あるいは事業系一般廃棄物として適切に処理して下さい。
- ③ 開発計画が住居の場合(10戸以上であれば、ごみ収集場所の設置をお願いします)
 - ・ 開発計画にごみ収集場所がある場合
ごみ置き場の使用開始にあたっては、地域の保健衛生支部長からの届出が必要ですので、調整して下さい。
 - ・ 開発計画にごみ収集場所がない場合
入居者の出すごみについて、どこの収集場所へ出せば良いのか地域の保健衛生支部長と調整して下さい。

交通防犯係

- ① 計画区域内に取り付け道路を設ける場合は、現道との交差点部分へカーブミラーを設置して下さい。仕様は、φ600mm(現道が、国県道や都市計画道路など交通量が多い道路にあつてはφ800mm)ステンレス(参考型番:SUS-600またはSUS-800)鏡面・ダブル・独立支柱を基本とし、現道幅員が狭小の場合は、曲柱に

て施工して下さい。また、支柱に耐候性があるプレート、塗装、シール等で「玉村町 ●●年」と表示して下さい。

- ② 新設道路から現道へ出る1～数メートル手前（状況による）に停止指導線を、直前にドットラインを路面標示して下さい。取り付け道路の幅員が6 m以上の場合は、更に外側線も付して下さい。路面標示の仕様は全て、溶融式で白色として下さい。
- ③ 取り付け道路が行き止まりの場合は、前述のカーブミラーの視認を妨げず、かつ取り付け道路侵入口付近に、「この先行き止まり 玉村町」と表示した看板を独立支柱にて設置してください。
- ④ 計画区域に隣接する現道への出入り箇所に歩道が設置してある際は、出入り車両と歩道通行者との接触を避けるため、歩道部分にラバーポールを交差部分の両側に1本ずつ設置して下さい。仕様は、高さ1 mを基本として下さい。
- ⑤ 取り付け道路が無い場合でも、店舗等、不特定多数の車両が頻繁に出入りすることが想定される箇所においては、歩道がある場合は歩道に薄層塗装するとともに、歩道（現道）へ出る手前の計画区域内に、必要に応じて凹凸のハンプや「学童注意」などの路面標示を設置して下さい。
- ⑥ 開発計画が10戸以上の住居の場合、防犯上の観点から防犯灯を設置していただく可能性もありますので、地元区長と協議して下さい。

消防防災係

- ① 消防水利計画図（包含図）を添付して下さい。（縮尺：1／2500程度）
- ② 消火栓等を新設する場合は、上下水道課等の関係課と協議を行うとともに、計画通り設置し町に帰属して下さい。
- ③ 給排水計画平面図にて、給水本管の種類及び口径の情報・消火栓の位置、種類及び口径の情報を記載して下さい。（縮尺：1／250程度）
- ④ 地下式消火栓の場合は、鉄蓋等所定の様式を参考に設置して下さい。
- ⑤ 地下式消火栓の場合は、設置位置が分かるように、消火栓マンホールの周囲を幅15 cmの黄色ラインで表示して下さい。（別紙②）

クリーンセンター係

- ① ごみ置き場を設置する場合は、地区衛生支部長にごみ置き場の必要性や設置位置について事前に協議して下さい。
- ② ごみ置き場は、新設道路や既存道路敷地内での設置は、道路通行の妨げとなるため、ごみ置き場用の帰属予定地または開発宅地内に計画して下さい。また、ごみの敷地外への散乱を防止するため、高さ60 cm以上の囲いまたは敷地内に収まるごみカゴの設置を計画し、協議書に位置図、構造図を添付して下さい。
- ③ ごみ収集が困難な場所（パッカー車4 tが近づけない）はごみ置き場位置を再考してもらった場合があります。

【 上下水道課 】 水道庁舎（役場と別庁舎になります）

上水道工務係・庶務係

- ① 管種については、φ 40 mm以下は、ポリエチレン一種二層管（PE）、φ 50 mm以上は、配水用ポリエチレン管（HPPE）として下さい。
- ② 配管については、玉村町標準配管図を参照（町ホームページ『検索コーナー』→『課名・組織で探す』→『上下水道課』→『上水道』→『給水装置工事申込書類』）して下さい。
- ③ 分譲地等で各分岐が止水栓までの場合は、止水栓蓋は、FCD（鋳鉄製）でお願いします。
- ④ 連合管の場合は、管末に排泥を設置してください。また、グレーチング部分に排泥管を設置して下さい。
- ⑤ その他取出し位置等については、上下水道課と協議して決定して下さい。

下水道工務係

- ① 都市計画法 32条協議とは別に下水道工事についての協定書を作成し、上下水道課と締結します。

② 設計条件

【本管部】

管 種 PRP φ 200 mm（リブ付硬質塩化ビニル管）

勾 配 3‰

下流側マンホール 1号（割込み人孔）

上流側マンホール 1号又は0号

※上流側マンホールからの公共柵直取りは0号の場合2箇所まで、1号の場合は3箇所まで可能。

舗装復旧 道路管理者の指示によります。

【取付管部】

管 種 VU φ 150 mm（硬質塩化ビニル管）

勾 配 10‰以上

公共柵 VU φ 200 mm（硬質塩化ビニル管）

塩ビ製3方向流入インバートタイプ

蓋 φ 200 mm 塩ビ製 玉村町マーク入り

下水道庶務係

- ① 公共下水道への接続に際し、受益者負担金（土地面積 1 m²当たり 240円）がかかる場合があります。予めご承知下さい。

【 生涯学習課 】 玉村町文化センター内

文化財係

- ① 道路予定地を対象に試掘確認調査をお願いする場合があります。事前にご連絡して下さい。

附 則

1. この基準は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。
2. 平成 28 年 10 月 11 日一部改正
3. 平成 29 年 5 月 8 日一部改正
4. 平成 29 年 8 月 28 日一部改正
5. 平成 30 年 3 月 1 日一部改正
6. 平成 30 年 4 月 18 日一部改正
7. 平成 30 年 5 月 2 日一部改正
8. 令和 6 年 6 月 6 日一部改正
9. 令和 8 年 1 月 15 日一部改正
10. 令和 8 年 6 月 23 日一部改正